



©2011 苫小牧市

# 令和5年度 苫小牧市住宅耐震・リフォーム 支援事業の御案内

## 融資対象者

市民であって、自ら所有し、かつ、居住する住宅の融資対象工事をする、次に該当する方

- ・金融機関から融資を受けて工事を実施する方で、市税等を滞納していない方
- ・取扱金融機関の融資を利用できる方
- ・この融資を実行するために必要な個人情報、金融機関と市が共有することに同意できる方
- ・過去にこの利子補給融資を受けたことがある場合は、融資の返済が終わっている方

## 融資を受けられる住宅

- ・市内に建てられている住宅(マンション及び併用住宅の住戸部分を含む。)
  - マンションについては、住戸部分の内部改修が対象
  - 併用住宅については、住戸部分の内部改修及び一部の外部改修が対象
- ・建築基準法その他関係法令に、違反がない住宅

※申込時点で工事に着手している住宅は対象となりません。

## 融資対象工事

### 増改築等

増築

改築

耐震改修

風除室の設置

物置の設置

### 省エネ改修

窓の断熱改修

壁・床・天井の断熱改修

太陽光発電設備の設置

高効率給湯器の設置

高断熱浴槽の設置

節水型トイレの設置

### 屋外の工事

外壁の塗装・張替え

屋根の塗装・葺替

窓の取替

門塀工事

外構工事(植栽等を除く)

ロードヒーティング工事

車庫の改修

### 室内の工事

床の張替え

壁紙の張替え

浴室の改修

キッチンの交換

暖房設備の交換

給湯設備の工事

電化設備の工事

## 取扱い金融機関

- ・苫小牧信用金庫
- ・とまこまい広域農業協同組合
- ・北央信用組合
- ・株式会社北洋銀行
- ・株式会社北陸銀行
- ・株式会社北海道銀行
- ・北海道労働金庫
- ・室蘭信用金庫

## 申込受付期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで  
※予算額に達した場合は受付を締め切ります。

## お問い合わせ先

苫小牧市都市建設部建築指導課指導係 TEL: 0144-32-6527(直通)



©2011 苫小牧市

## 融資対象工事の施工業者

融資対象工事の施工業者は、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ・融資対象住宅を新築した時の請負業者
- ・市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者若しくは個人事業者

## 融資の条件

- 1 融資限度額 500万円 ※耐震改修又は省エネ改修工事を含む場合の融資の限度額は、650万円とする。(耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る費用が150万円に満たない場合は500万円に当該工事に係る費用を加算した額を限度額とする。)
- 2 利率 銀行との契約利率による(市はその内1.5%を上限に補助します。)
- 3 償還方法 10年以内(毎月償還とし、元利均等又は元金均等のうち金融機関が定める償還方法とする。)

## 申込から融資までの流れ

### 1) 申込 (建築指導課へ)

#### 【提出書類】

- ①苦小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業申込書(市役所4階建築指導課窓口)
- ②申請者の住所が確認できる書類  
住民票の写し又は運転免許証(表裏)の写し
- ③工事見積書(内訳が無い場合は、計画審査申請時に提出)
- ④令和4年度の納税証明書等(市・道民税、固定資産税の証明書又は領収書など)
- ⑤耐震診断書(耐震改修工事の場合)

**工事計画審査に合格し通知書が届いてからでなければ着手できません。**

**※申込だけでは工事に着手できません。**

### 2) 融資申込 (取扱金融機関)

- 1 申請者は上記①の申込書(金融機関控)を金融機関へ提出
- 2 金融機関で融資条件等の確認及び融資可能か審査
- 3 融資予定金額の決定

**※融資希望金額や工事内容に変更があるときは、必ず建築指導課へ連絡をしてください。**

**申込日から1ヶ月以内に、工事計画審査の申請がない場合は辞退とみなします。**

**(※期限内に申請できない旨を事前確認できた場合を除く。)**

### 3) 工事計画 審査の申請 (建築指導課へ)

#### 【提出書類】①～②必須、③～⑥必要に応じて

- ①工事計画審査申請書
- ②工事内容が分かる図面(各階平面図、立面図、配置図等)
- ③施工業者の証明書(登記簿謄本写し、個人事業者の場合は、住民票等)
- ④工事見積書(申込時に内訳が無い場合や工事内容に変更があった場合)
- ⑤改修前・改修後の耐震診断書(耐震改修工事の場合)
- ⑥その他

### 4) 工事着手 (申請者から施工 業者へ連絡)

□■□■□■□■□■□ ■ 工 事 開 始 □■□■□■□■□■□

**工事計画審査に合格し通知書が届いてから工事を開始してください。**

**※融資決定金額や工事内容に変更があるときは、必ず建築指導課へ連絡をしてください。**

**※令和6年3月31日までに工事を開始してください。**

### 5) 工事完了 の届出 (建築指導課へ)

#### 【提出書類】

- ①工事完了届出書  
※申込から6ヶ月以内に工事を完了してください。  
※現地検査があります。(原則検査日は火曜日と金曜日です。)